

伊達市いじめ防止基本方針

令和2年11月

伊達市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 「伊達市いじめの防止基本方針」策定の目的	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	2
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	5
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
3 重大事態への対処	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	15
1 「伊達市いじめ防止基本方針」の改定	15
2 「伊達市いじめ防止基本方針」の公表	15
3 守秘義務	15
参考 各種様式	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国は、平成 25 年 9 月 28 日「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）を施行し、法第 11 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 11 日「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。法第 12 条に基づき、本市教育委員会においても平成 25 年 8 月に「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校においては、法第 13 条により「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に向けた対策に取り組んできている。

法の趣旨を踏まえ、本市では、全ての市民が、いじめは人間として決して許されない行為であるという認識の下、将来にわたって子どもが安心して学び、健やかに成長することができる伊達市を実現するために、令和元年 10 月 1 日「伊達市いじめ防止等に関する条例」（令和元年伊達市条例第 15 号。以下「条例」という。）を公布、施行した。

「伊達市いじめ防止基本方針」は、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が一丸となっていじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組むことができるよう、条例制定により、市及び教育委員会が策定するものである。条例制定に伴い、条例第 10 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定を行った。主な改定の内容は、次のとおりである。

- ① 条例制定に伴い、いじめの防止等のための対策の基本に関する事項を追加した。
- ② いじめ防止等のための市、教育委員会の施策、市立学校の取組を拡充した。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 伊達市いじめ防止基本方針策定の目的

条例第10条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

条例第3条のいじめ防止等に関する基本理念に基づき、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が一丸となって取り組むことにより、伊達市を担う子どもたちの生命・身体を守り、安心して生活し、生き生きと学ぶことができるよう、いじめ防止対策を推進する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、条例第2条で定められているように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、以下を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童等の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、条例第17条の「学校いじめ対策委員会」を活用し、条例第7条の市立学校及び市立学校の教職員の責務に示すように、教職員が組織的に対応すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等がそのことに気付かず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

4 いじめの理解

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるとような、警察への通報が必要なものもある。これらについては、教育的な配慮

や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

- (6) 市、教育委員会、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、一丸となっていじめの防止等に取り組むことが大切である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ① 市立学校は、条例第 11 条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的な取組を定め、校長を中心に校内で担当や分担を決め、いじめ防止等に組織的に取組むための体制を整える。
- ② 教育委員会及び市立学校は、教育活動全体を通じて「いじめは決して許されない」ことについての理解を促すとともに、安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。また、教育活動全体を通して児童等の心を育む道徳教育を推進し、道徳教育推進教師を中心とした全教職員の協力体制の下、いじめ防止の視点も踏まえた指導の充実を図る。
- ③ 教育委員会及び市立学校は、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するため、啓発に努める。
- ④ 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- ⑤ 教育委員会及び市立学校は、SNS 等による悪口や誹謗中傷等によるいじめ事案も見られることから、児童等への情報モラル教育とともに、保護者による家庭での指導・管理を含めた啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 教職員や保護者等の大人が児童等の小さな変化に気付く力を高めることが、いじめへの迅速な対応につながる。全ての大人が連携し、児童等の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。
このため、教職員や保護者等の大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② いじめの早期発見のため、教育委員会及び市立学校は定期的な調査を実施する。
- ③ 市、教育委員会及び市立学校は、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制づくりを行う。
- ④ 市、教育委員会、市立学校、保護者及び関係機関等が連携し、いじめを早期に発見し、迅速に対応していく。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、市立学校は、直ちにいじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、「学校いじめ対策委員会」により組織的な対応を行う。
- ② 市立学校は、家庭や教育委員会へ連絡・相談したり、事案に応じ、条例第 2 条第 7 項に掲げる警察署、児童相談所その他のいじめ防止等のための対策に関

わる機関及び団体（以下「関係機関等」という）と連携したりしながら対応する。

③ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題についても市立学校、家庭、地域と連携した組織的な対応に努める。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応においては、市立学校や教育委員会と関係機関等との適切な連携が必要であるため、日頃から互いの担当者が情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) 市及び教育委員会におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

① 「伊達市いじめ問題対策委員会」

教育委員会は、市の基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、重大事態の調査のため、教育委員会の附属機関として「伊達市いじめ問題対策委員会」を設置する。

構成員には、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者等を教育委員会が委嘱する。

「伊達市いじめ問題対策委員会」の主な機能は以下のとおりである。

- いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、教育委員会に答申する。
- 市立学校の重大事態に係る事実関係に関する調査を行い、教育委員会に報告する。
- いじめ防止等の対策の推進について、必要に応じて教育委員会に意見を述べる。

② 「伊達市いじめ問題再調査委員会」

市長は、「伊達市いじめ問題対策委員会」による重大事態の調査が終了し、教育委員会からその調査報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「伊達市いじめ問題再調査委員会」を設置して、教育委員会の調査の結果について調査を行うことができる。

委員には、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者等を市長が委嘱する。

(2) 市及び教育委員会におけるいじめ防止等のための取組

市及び教育委員会は、いじめ防止等におけるそれぞれの役割を担い、連携を図りながら取り組むとともに、市立学校への支援を行う。

① 「豊かな心の育成」の実現に向けた支援

- 教育相談事業
 - ・ スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置による教育相談体制の充実
 - ・ 適応指導教室等による児童等の居場所づくり
 - ・ Q-Uによる学級の状況、個々の児童等の交友関係等の把握（※「Q-U」とは、学校生活における児童等の意欲や満足感、学級集団の状態を調査する心理テスト）
 - ・ 伊達市教職員研修講座「生徒指導」の開催
- 道徳教育の充実
 - ・ 多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実
 - ・ 道徳科の授業を要としての命の大切さや家族愛、感謝の心等を育む道徳教育の推進
 - ・ 道徳科の授業公開等による家庭や地域社会との連携
- 生徒指導巡回訪問
 - ・ 生徒指導上の課題解決に向けた支援

- キャリア教育・体験活動の推進
 - ・ 通学合宿体験や職場体験、福祉体験活動の推進
- 人間性豊かな人材の育成
 - ・ 芸術・文化、スポーツ活動を通じた心の醸成
- ② 教育委員会のいじめに関する調査の実施

いじめの早期発見・早期対応・早期解消につなげるよう、市立学校におけるいじめの実態を把握するため、いじめに関する実態調査を実施する。

 - 調査時期
 - 6月、11月、3月（年3回）
 - 調査内容
 - ・ いじめに関する報告
 - ・ いじめの防止等に対する取組状況
 - 調査結果の対応
 - ・ 各校との連携協力
 - ・ 生徒指導巡回訪問での再確認
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 悪質で改善されない場合、保護者への指導助言や児童等に対する出席停止措置
 - ・ 不登校調査との比較・検討
- ③ いじめへの対応（早期解消に向けて）

教育委員会学校教育課内に、市立学校のいじめ防止等の対応について支援する体制を整えておく。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

市立学校は、条例第11条の規定に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

「学校いじめ防止基本方針」には以下の内容を盛り込む。

- ・ いじめの防止等の対策のための組織
- ・ いじめの未然防止のための取組
- ・ いじめの早期発見のための取組
- ・ いじめに対する措置
- ・ 年間計画
- ・ 評価と改善

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、条例第17条に基づき「学校いじめ対策委員会」を置く。

いじめに対しては、学級担任等が抱え込むことなく学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、その他外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

① 組織の役割

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

- ・ 実行・評価・改善（以下「PDCAサイクル」という。）を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となり、状況を把握する。

- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を実施する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成とともに「PDCAサイクル」による検証・見直しを行う。

② 留意事項

- いじめの防止等に対処する中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。
- いじめであるかどうかの判断はいじめの定義に基づき、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に対して、ささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを、抱え込まずに直ちに全て「学校いじめ対策委員会」に報告・相談するよう求める。
- 「学校いじめ対策委員会」を構成する法第 22 条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動担当などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々の事案に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童等一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。

加害児童等に対しては、毅然とした指導を行う。被害児童等については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

教職員の言動が児童等に大きな影響力をもつことを十分認識し、絶対に、教職員自身が児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることがないようにする。

- いじめは、「どの子どもにもどの学校でも、起こりうる」問題であることを十分認識する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童等一人一人に徹底する。また、児童等が自らの力で校内からいじめをなくそうとする意識を高める。
- 日頃から、児童等が発するささいな信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- 次の児童等を含め、学校として特に配慮が必要な児童等については、日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童等
 - ・ 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者をもつなどの外国と関わりのある児童等
 - ・ 性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童等
 - ・ 東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等
 - ・ その他、特に配慮が必要な児童等

- スクールカウンセラー等の活用により、学校等における相談機能を充実し、児童等の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。
- ② 早期発見
 - いじめは教職員や保護者等の大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
 - 定期的な調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ いじめに対する措置
 - いじめの発見・通報を受けた場合には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、「学校いじめ対策委員会」により組織的に対応し、関係機関等と連携して被害児童等を守り通す。また、事実関係の把握、加害児童等への毅然とした指導を行い、いじめの解消、再発防止に取り組む。
 - いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは条例第7条第3項違反になることに留意する。
 - 学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して迅速に対応できる体制で臨む。
 - 個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や市民の信頼を確保するようにする。事実を隠蔽するような対応は許されない。
- ④ いじめ解消の判断

学校は、単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。

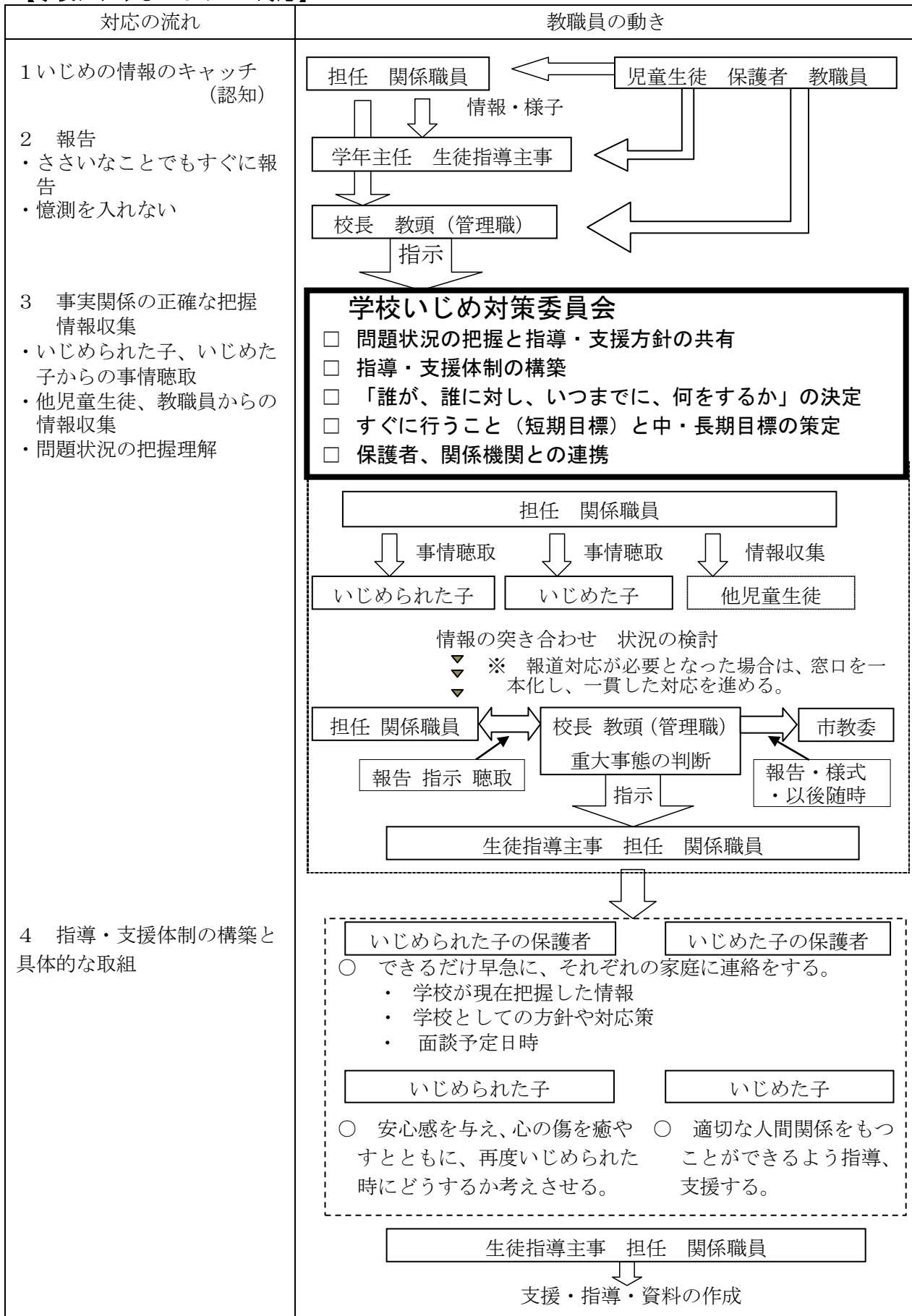
 - いじめに係る行為が止んでいること

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。
 - 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

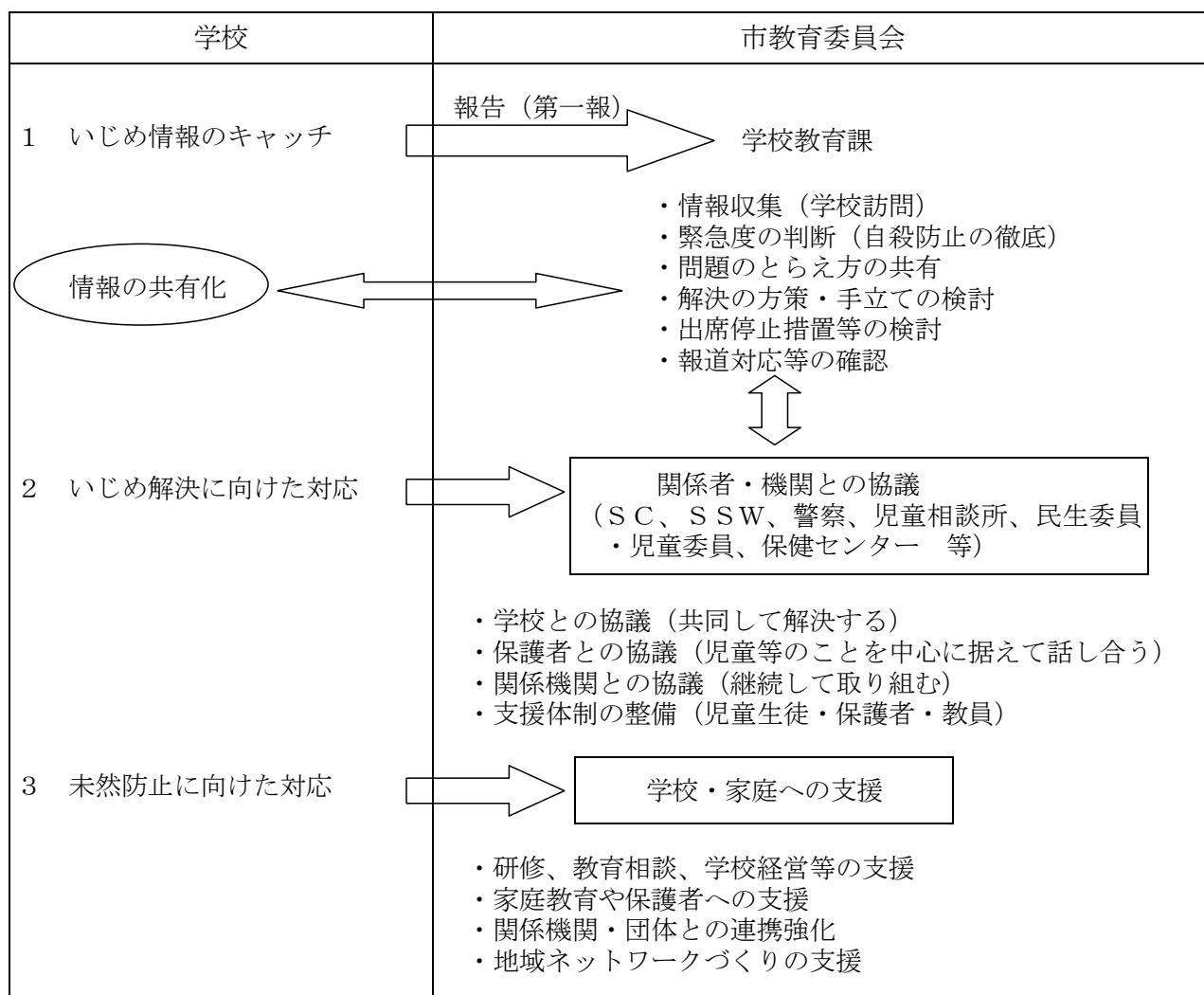
いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、保護者に対しても確認すること。
- ⑤ 教育委員会への報告

学校は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応にあたるとともに、事実関係を教育委員会に報告する。

【学校におけるいじめへの対応】



【伊達市教育委員会におけるいじめへの対応】



3 重大事態への対処

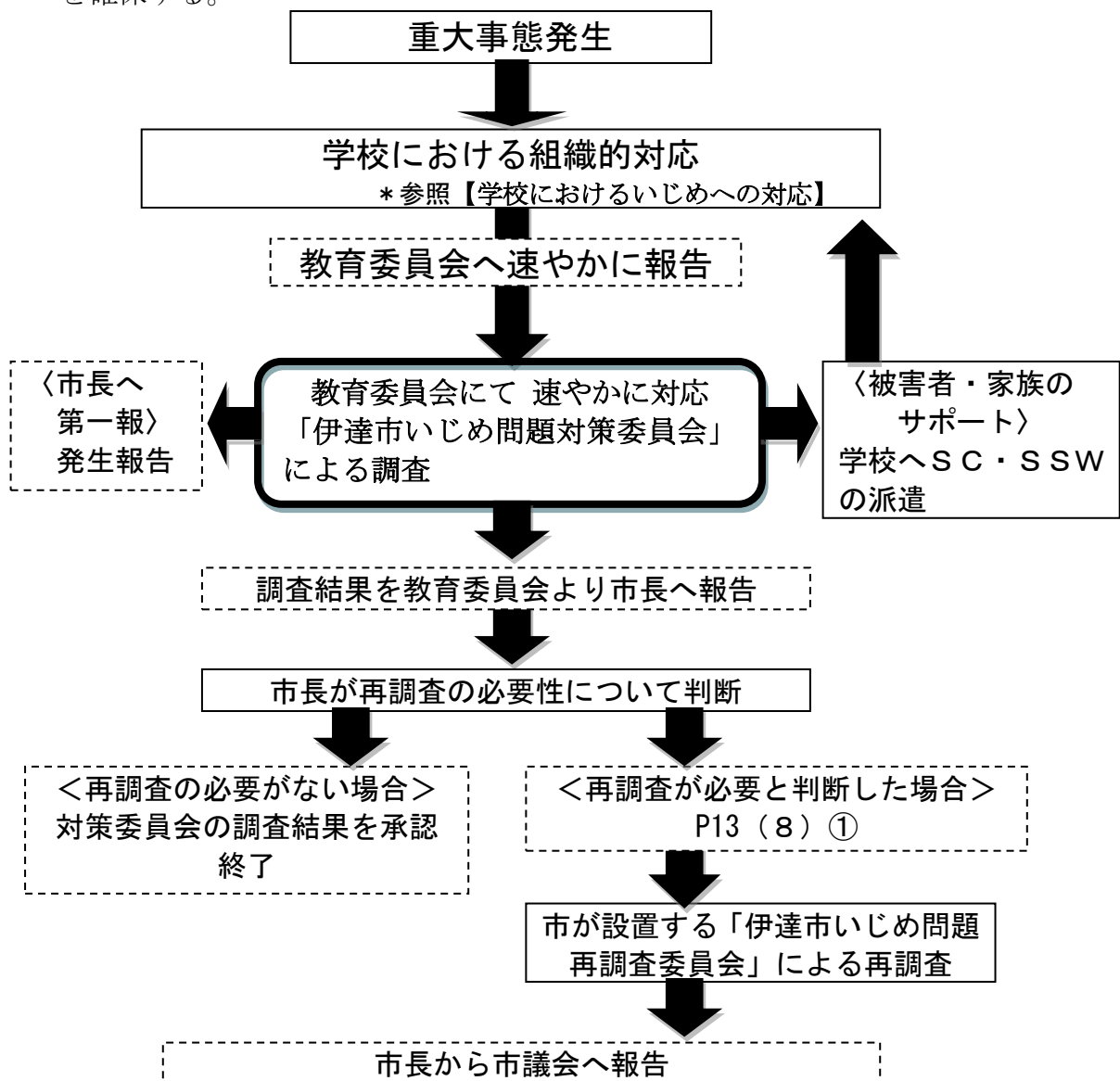
(1) 調査を要する重大事態

いじめの重大事態に関する調査については、平成 29 年 3 月 30 日付け文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側にたった対応を行う。調査を要する重大事態は以下によるが個々の状況を勘案して判断する。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- (2) 重大事態の報告
 重大事態が発生した場合には、市立学校は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。また、市立学校が重大事態と判断しない報告であっても、教育委員会が重大事態と認める場合には、これを市長に報告する。
- (3) 調査の趣旨
 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、市立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- (4) 調査を行うための組織
 教育委員会の附属機関としての「伊達市いじめ問題対策委員会」が行う。
 ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。



(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童等から聞き取りが可能な場合の留意点

- いじめた児童等から十分に聴き取る。
- 児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とする。
- いじめた児童等に事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童等の入院や死亡などいじめられた児童等からの聞き取りが不可能な場合の留意点

- 当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(6) 児童等の自殺が起こった場合の調査

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 他の児童等及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 教育委員会又は市立学校は、遺族に対して主体的に、他の児童等へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は市立学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別

の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に
にする。

(7) 調査結果の提供及び報告

- ① 教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して事
実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によ
り明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような
態様であったか、市立学校がどのように対応したか）について、いじめを受け
た児童等やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 教育委員会又は市立学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するな
ど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに
個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童等又
はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先
立ち、その旨を調査対象となる他の児童等やその保護者に説明する等の措置
が必要である。
- 市立学校が情報の提供を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供
の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希
望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書
の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

条例第 21 条第 1 項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に
係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必
要があると認めるときは、教育委員会の調査の結果について調査を行うことが
できる。

<市長の再調査の判断>

- 被害者、保護者等の心情、社会の情勢、利害関係等、様々な要因を統一的
に判断する必要がある。

ア 対策委員会の調査結果に明らかに不備があるとき（いじめの事実を知り
ながら結果に勘案せず、いじめはなかったとする場合等）

イ 被害者側が調査結果に納得しないとき

ウ 市で定めるいじめ防止、対策、対応に不備があり、それを対策委員会の
調査結果をもってしても改善が不十分で再発の恐れがあるとき

再調査についても、教育委員会又は市立学校等による調査同様、いじめを受
けた児童等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと
認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として、「伊達市いじめ問題再調査委員会」を設置す
る。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、再調査を行ったときは、条例第 22 条第 3 項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 「伊達市いじめ防止基本方針」の改定

市及び教育委員会は、国の法改正、県の基本方針の改定を勘案して、「伊達市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、「伊達市いじめ問題対策委員会」の意見を勘案し、教育委員会で検討の上、教育委員会と市で必要な措置を講じる。

2 「伊達市いじめ防止基本方針」の公表

市及び教育委員会は、「伊達市いじめ防止基本方針」をホームページ等で公表し、市民に伝えるとともに、市民のいじめ防止に対する関心を高める。

3 守秘義務

いじめに関する相談や調査等に関係した学校関係者、相談者等は、職務上知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様である。